

《書 評》

松尾展成著

『ザクセン農民解放運動史研究』

(岡山大学経済学研究叢書第25冊：御茶の水書房，2001年)

山 崎 彰

(山形大学人文学部)

I

著者は、東京大学経済学部・大学院学生時代に故松田智雄教授の下でドイツ経済史研究を志して以来、一貫してザクセン地方、特にその農村史研究に取りくんでこられた。成果の一部は、1990年に刊行された『ザクセン農民解放史研究序論』（岡山大学経済学研究叢書第9冊，御茶の水書房）にまとめられた。この旧著は、「中部ドイツ荘園制」地帯に属するところの旧ザクセン王国（オーバーラウジッツ地方を除く）における農民の対領主負担と、その償却の成果を、厳密・周到な作業によって数量的に明らかにし、ザクセンにおける農民解放の客観的帰結について解明することを課題としていた。その学問的に厳格な手続きと、それによって明らかにされた事実の意義については、『岡山大学経済学会雑誌』（佐藤勝則氏）、『土地制度史学』（加藤房雄氏）、『社会経済史学』（及川順氏）、『歴史学研究』（柳澤治氏）、『史学雑誌』（藤田幸一郎氏）の書評欄においてとりあげられ、同書は高い評価を得ている。

さて同書の巻末において、農民解放実施過程の検討が残された課題としてあげられ、さらにその一部として、「九月騒乱」（1830年）と三月革命時に農民によって作成された請願書の分析が予告されていた。本書は、この請願書の解説を主要な課題としているが、しかしこれによって著者の農民解放史研究が締めくくられたことにはならず、著者によるならば、領主＝農民間で締結された地代償却協定に関する研究が、本書の後に続くことになる。ここでは、本書に限定してその内容を紹介し、刊行の意義について私見を述べることに課題を限定する。著者のザクセン農民解放史研究全体の意義に関しては、後続の研究が発表された後に、しかるべき研究者によってなされるであろう論評に託すことにしたい。

内容の紹介に入る前に、本書の研究方法上の重要性を強調しておきたい。わが国のドイツ史学界（オーストリア史も含め）において、1830年及び三月革命時の農民請願運動は、これまで何度か取りあげられてきた。管見によるならば、柳澤治氏による主にプロイセンを対象とした研究（『ドイツ三月革命の研究』岩波書店，第Ⅱ部第1章，及び「移行期におけるプロイセン農民の社会的経済的利害」『経済と経済学』第42号），佐藤勝則氏によるオーストリア農民解放史研究（『オーストリア農民解放史研究』多賀出版，第1部第1章），坂井榮八郎氏のヘッセン農民解放史研究（『ドイツ近代史研

究』山川出版社、第Ⅳ章)がその中で重要であるように思われる。これらの研究と比較してみるならば、直ちに次のような本書独自の意義が明らかになるであろう。先ず、柳澤、佐藤両氏の研究は、いずれも請願書そのものを検討したのではなく、主に議会に提出された請願書の一覧(印刷された目録)を解明しており、これに対して著者は、請願書それ自体(手稿)を直接解読することを課題としている。後にも述べるとおり、評者は請願書目録の検討には、請願書本文の解明とは異なった独自の意義があると考えているが、しかし手稿本文を解読することは、請願者の意図を理解する上で巨大な前進であることは疑いなく、しかもこのような前進が、手稿の厳密な解読という計り知れない困難の末に可能となったことを、ここでは是非とも強調しておきたい。これに対して坂井氏の研究は、農民解放史研究に、文書館所蔵手稿史料をわが国研究者として初めて本格的に利用したものとして意義深く、またこの史料の中には請願書も含まれているが、しかし氏の研究にあつては、農民側の動向、特に請願運動に対して多くの紙数を割いて本格的に検討しているとは必ずしもいえない。以上より、農民解放の過程で、一方の当事者であった農民がいかなる意図をもって臨んだかを、農民が残した史料に即して解明したという点で、わが国のドイツ農民解放史研究の中で本書は、方法上まことに重要な前進を成し遂げたものと、誇ることができよう。

Ⅱ

次に、内容紹介に移ることにしよう。

〔第1章〕

本書は、「九月騒乱」(1830年)と三月革命期(1848年)に、3つの騎士領農民より提出された請願書の解読・内容紹介を課題としているが、第1章ではその準備作業として、19世紀前半における3騎士領(プルシェンシュタイン、リンバッハ、ヴィーデローダ)の経済的状况を数量的に確認することを課題としている。3騎士領は、ザクセン王国を構成する4県の内、バウツェン県(オーバーラウジツ)を除く3県に属しているが、先ずそれぞれが属す県・管区の人口動態、産業別人口構成、土地所有構造、領主的土地所有、土地収益性等を検討し、ザクセン王国全体の中での各地域の経済的位置を確認している(第2節)。それぞれ農村に位置しながら、リンバッハの属す地域は、高度に工業化が進み(衣料品工業)、また土地所有において零細の土地所有が支配的である。プルシェンシュタインの属す地域は、農村工業化という点でそれに準じ(木製玩具製造)、同じく零細土地所有が支配的であるが、しかし領主直営地もかなりの比率を占める。他方ヴィーデローダが属す地域は、3地域の中では最も農業的で、農民の平均的土地所有規模も比較的大きい。

次に著者は、3騎士領の人口構成と主要産業を紹介している。プルシェンシュタイン領(第3節)は、19の集落より成る大所領であり、玩具製造を中心に手工業が盛んである。フーフエ制をとる村落が農工間人口比の均衡が比較的とれているのに対し、フーフエ制を欠く(零細土地所有者が支配的である)村落は、工業人口が圧倒的であることが注目される。リンバッハ領(第4節)には3集落が属すだけであるが、地租課税額をみるならば、同騎士領もザクセンの平均的規模を上回る。同領の主要産業は靴下編業であり、工業人口の比率が極めて高い。ヴィーデローダ領(第5節)にも3村が属

し、平均的騎士領規模をわずかに上回る。農業以外に目立った産業を持たないが、しかし穀物生産に適した肥沃な土地に恵まれている。

〔第2章〕

本章では、「九月騒乱」期に3騎士領所属集落から勅命公安維持委員会などに宛てられた請願書の解読が行われているが、本章は頁数において、本書全体の約5分の3を占め、しかもこのうちプルシェンシュタイン領所属村落からの請願書に割かれた紙数が、他の所領に比べ圧倒的に多い。「九月騒乱」期の同領請願書の解読・紹介を行った本章第3節は、本書の中核を成す部分であるといつてよい。冒頭では先ず、「九月騒乱」の概要が、M. ハマーの著書に依拠しながらまとめられている（第1節）。それによるならば、1830年9月に、ライプツィヒ、ドレスデンなどの都市で先ず勃発した「九月騒乱」では、改革派政権に対して妥協的であった有産市民による運動の他に、民衆運動も広がりを見せるが、後者は短期間の内に終わった騒擾と、比較的長期にわたって展開した請願運動より成る。農村では下層農民・小屋住み農が騒擾の中心となったのに対し、請願運動は農民が主に行った。以下3騎士領から提出された請願書が訳出される。

リンバッハ領所属村落からの請願書原文は現存していないが、これに対する領主の回答文書より、内容が推定できる（第2節）。それによるならば、靴下編業が発達した同領からの請願では、織機賃租軽減が主要項目であった。

続いて、プルシェンシュタイン領より提出された計7つの請願書手稿が訳出されている（第3節）。この部分は83頁に及び、本書全体の約5分の2を占めている。著者の手稿解読と訳出作業に当たったの厳密な態度を評価するに際して、適切な賛嘆の表現を、評者は見出しかねている。おかげでわれわれは、当該期の農村民衆の社会意識を知る上で、極めて貴重な史料群に接することができた。これらの請願書の多くは、領内ザイダ市でかつて裁判官をつとめたホミーリウスという人物によって作成されている。それもあってか、確かにそれぞれの請願書の間共通点を見出すことができる。しかし三月革命時の請願書との比較で、この時には個々の集落毎に請願書が作成されているということは、看過されるべきではない。このため要求項目に関し、各請願書は独自の部分を多く含み、また請願書間で共通する項目であっても、文章表現はそれぞれ異なっている。各集落住民自身の主張が、請願書作成の基本となっていることをうかがわせる。請願内容は極めて多岐にわたり、また村落毎に個性的であるゆえ、それを包括的に要約して紹介することは、評者の能力に余る。幸い章末で著者が全請願書の要求項目を要約している（第6節）、それを参照願いたい。ここでは特に評者の注意を引いた点を、紹介するにとどめたい。いずれの請願書も基本的に同一の形式を取っており、領邦君主に宛てられた部分と領主に宛てられた部分に二分される。そこでは、①様々な賦役、貢租、手数料の緩和、引き下げ、廃止、②また領内都市財政の会計検査や都市行政への市民参加、裁判所・教会関係の不要経費削減、各種基金の適正運営、下級官吏の横暴さの是正、③領主牧羊権の規制などの請願が注目される。なお同領が手工業者を多く抱えている地帯であるゆえ、彼らの利害に関わる要求も請願の中では取りあげられている。特に玩具製造に不可欠な良質木材の、安価で安定的供給が強く求められている。しかし要求項目以上に重要であると思われるのは、これらの要求を正当化する際の論拠である。これこそ、請願書目録の分析によっては、明らかにしえない点であるといえよう。請願書で

は、生活の困窮によって負担軽減を求めるような場合も見られるが、たいていの項目では、要求の正当性を具体的に説明しようと努力されている。正当化の根拠として、次のようなものが評者の関心を引いた。①領主による牧羊権の拡大や賦役増徴に対しては、旧慣の順守を要求する。しかしこのような議論は全体の中では少数であるといつてよく、むしろ公正性という観点から、領主支配の不備を厳しくえぐり出す主張が目につく。即ち以下のとおりである。②領内における負担やサービスの不平等分配。特に司法・治安行政に関する要求に多く見られる。③領民と領外者間の処遇不平等。貢租を免除された行商人の営業活動への批判などがそれである。④近代国家形成とともに、領主による保護（サービス）が消滅したにもかかわらず、それに対する負担のみが残存していることも、批判を招いている。営業活動への貢租や借款認可料などをあげることができる。⑤公課二重負担も怨嗟の的となった。道路・橋梁建設賦役を課された上、それを彼らが利用する際、護送税（通行料）を支払わねばならなかったのは、その典型といえよう。⑥領主自身が便宜を受けながら、その負担を回避しているような身勝手も、非難を免れなかった。奉公人の傷害・疾病に備えて領民が積み立てている基金に対して、領主は掛け金を支払っていないにもかかわらず、自分の奉公人の治療費を同金庫に負担させている事例などがそれである。以上のとおり、領民は領主権を全面的に否定するところの「無償廃止」路線を取っているわけではない。むしろ自らの公正観を研ぎすまして、それに照らして、領主の個々の支配行為の正当性を一つ一つ考量するといった態度が顕著である。

ヴィーデローダ領に関しては、リプティッツ、マネヴィッツ2村からの共同請願書が訳出されている（第4節）。請願書の分量は、プルシェンシュタイン領各村落からの請願書に比べると短く、またそこでは領主に対する賦役、貢租、奉公の過酷な実態を述べるにとどまり、要求内容や、その根拠がほとんど触れられていないという点で、プルシェンシュタイン領からの請願書とは対照的である。しかしこの請願書では、末尾に請願書提出参加者個々人の署名を確認することができ、それによるならば村長や農民ばかりではなく、下層民、即ち小屋住み農、園地農、間借り人もまた請願書提出に加わっている。このためか下層民独自の対領主負担についての実情もまた、請願書の中では詳しく説明されている。

本章最後に紹介される史料は、弁護士 M. A. リヒターによって執筆され、33年に44もの村落によって邦議会上に提出された請願書である（第5節）。この請願書の頒布運動はリンバッハ領にも及んでいる。そこでは、「九月騒乱」の結果制定された憲法（1831年）や償却令（1832年）が批判され、領主権の全面的否定と無償廃止路線が主張されている。

〔第3章〕

本章では、三月革命期の農村民衆による請願運動が取りあげられている。先ず冒頭において、R. ツァイゼの研究によって、同革命時のザクセン農村民衆運動が概観される（第1節）。革命勃発時の48年3-4月に、自然発生的に民衆蜂起が生じたが、農村住民の要求は所領毎に非常に異なっていた。その後5-6月には邦議会上への請願運動が活発化する。その過程で封建的負担の無償廃止が、広範な民衆の標語となっていった。しかし49年以降の政治勢力関係の変化から、無償廃止の展望は消え去った。

次にプルシェンシュタイン領に関係する諸請願書が訳出されている。即ち、①領内フリーデバッハ

村の領主宛請願書作成に関わった弁護士 G. トロイトの48年4月10日付けの領主宛公開状（第2節）、②プルシェンシュタイン領所属村落を含む30村の5月28日付け邦議会宛請願書（第3節(1)）、③プルシェンシュタイン領所属村落を含む10村の454名から提出された49年2月12日付け邦議会宛請願書（第3節(2)）、④プルシェンシュタイン領所属村落を含む6村の54名から提出された2月14日付け邦議会宛請願書（第3節(3)）である。これらの請願書の要約も、著者によって本章末尾（第7節）で行われているので省略し、特に評者の関心をひいた点の紹介にとどめることにしたい。①によると、3月22日付けで領主に提出されたフリーデバッハ村の請願書は、賦役代納金の免除と、裁判領主的貢租からの間借り人の解放を要求したものに過ぎなかった。しかしこれに対し、領主は武力による過剰な反応を見せ、むしろ領民の反発を一層募らせた。②③④を「九月騒乱」期の請願書と比較することによって、次のような特徴に気づく。まず、領地の境界を超えて多くの村落によって共同で請願書が作成されている。このため要求項目が一般的性格を帯びている。第2に、領主の個々の統治行為の正当性よりも、むしろ領主権そのものの存在に異議が唱えられる。特に免税特権のような領主特権の不平等性や、あるいは保護機能を放棄しながら負担のみを求める不公正性が批判される。第3に、このような事情から、32年の償却令によって進められている負担償却手続きを全面的に改め、歴史的役割を終えた対領主負担を、償却の対象から除外することを要求する。そこでは完全な無償廃止とはいえないが、それに近い路線が提起されている。第4に、④は小屋住み農＝間借り人のみによって提出されており、村落を超えて下層民の間に独自の運動が展開されている。

上記3騎士領領民をはじめとするザクセン農村民衆は、邦議会ばかりではなく、フランクフルト国民議会に対しても請願書を提出している。このうちリンバッハ領所属村落とヴィーデーローダ領所属村落からの請願書は、ライプツィヒ大学法学部員外教授、裁判官、弁護士などをつとめた H. グライヒェンによって執筆された（第4節）。その基本的主旨は、領主権の無償廃止と国民主権を要求するところにある。法学者らしく、法制史の知識や近代的法思想にもとづいて、レーン制＝領主権を批判しており、多くの村落がそれを支持した。さらにリンバッハ領領民には、民主派政治組織である「祖国協会」がかなりの影響を与えたようで、他の所領の集落とともに同協会名で49年1月28日付けと、4月14日到着の請求書が邦議会に提出されている（第5節）。そこでは国民主権と民主的國家制度が要求されている。他方ヴィーデーローダ領から邦議会宛に49年2月26日に提出された請願書は、上記グライヒェンと領民が作成したもので、保有移転貢租の廃止と対領主諸負担の軽減を要求するものであった（第6節）。ここでは領主権が全面的に否認されてもいないし、無償廃止も主張されていない。

III

以上のごとく本書は、請願書を中心とした農村民衆運動に関する史料集という特徴を持つ。以下は書評というよりも、これらの史料に対する評者の「感想文」である。

一読してまず気づくことは、「九月騒乱」時の請願書、特にプルシェンシュタイン領のそれと、三月革命時の請願の相違である。市民知識人の力を借りているとはいえ、「九月騒乱」時に村落毎に作

成されたプルシェンシュタイン領の7請願書は、個々の要求を粘着力を持った論理によって根拠付け、領主と領民間に存在する緊張関係の農村民衆側からの捉え方を、見事に表現するものとなっている。これに対して三月革命時の請願書は、領地の境界を超え、多くの村落によって共同で作成され、しかも法律家による法思想的観点から、領主権一般を否定するといった特徴を有している。これに、領主権廃止の二つの路線、即ち「有償償却」対「無償廃止」という図式を当てはめるならば、前者は基本的に「有償償却」路線にとどまり、後者は「無償廃止」路線に大きく踏み出したとして、農民運動の発展段階としては、前者が後者の準備段階になっていると、位置づけたい。しかしながらこのような把握によって、前者の持つ固有の価値を見失うことにはならないか。なるほど近代的権利観や国家観という視点から評価するならば、三月革命時の請願書は大きな前進を見せている。しかしたとえ農村民衆が署名者としてそれに関わり、請願が彼らの利害をくみ取っていたとはいえ、これら請願書の議論の組立は、法律家＝民主派知識人に決定的に依拠していたと考えざるをえない。それを農村民衆の社会的意識の発展と、単純に評価することにはためらいを覚える。これに対して「九月騒乱」時のプルシェンシュタイン領請願書では、領主＝農民間に現実に存在する権利・負担関係の根拠如何が丹念に論じられる。そこで展開されるのは高次の法・国家思想でもなければ、また農民経営自立のための私利私欲の主張でもない。領主権に対して要求されているのは、公正な支配である。このような期待が、32年の償却令とその実施過程において裏切られたことが、領主権の否定＝「無償廃止」路線へと彼らを向かわしめたのではないか。しかし領主権の個々の統治行為に対する批判は、彼らが生活の中で培った公正観念によって行いうるが、領主制の全面的否認は社会制度の根本的改変を要求するに等しく、それを根拠づけるロジックには、民主派知識人からの「借り物」を利用せざるを得なかった、と考えることはできないだろうか。

さて1970年代に、ドイツの農民解放に関してわが国では2つの重要な論争があった。ひとつは柳澤治氏と坂井榮八郎氏の間で行われた「有償償却」路線をめぐる議論であり、いまひとつは、農民の革命性に関する柳澤氏と藤田幸一郎氏の間の評価の相違である。残念ながら、いずれの議論もその後充分展開されずに終わり、いつの間にか農民解放史は学界で論じられなくなっていった。しかし著者の訳出した史料群に接し、評者は、これらの論争を新たな視点から照射し、農民解放期の農村民衆運動について改めて論じ直す必要を感じている。ここでは、前者の論争をこれらの史料群に照らして、評者なりに再検討してみることにしたい。柳澤、坂井両氏の論争は、「有償償却」路線の見方を軸にして展開されており、同路線をフランス革命型の「無償廃止」を基準として否定的にみる柳澤氏に対し、坂井氏は、いずれの路線にせよ、農民を領主＝「中間団体」から解放し、国家に直属させた点では変わらないと論じる。さらに農民の請願書についても、政府＝領主主導による「有償償却」路線の修正を農民が要求したものとして理解する柳澤氏に対し、坂井氏は、請願書作成に当たっての市民知識人の関与を重視し、特に「無償廃止」を高唱する請願書に関しては、農民の現実的意識からの乖離の可能性を見る。今回著者が発掘・訳出された史料には、市民知識人の力を借りながらも、農民が自ら作成に関わったことをうかがわせる請願書から、法律家の主導性が明確なものまで、多様な種類のそれが含まれている。評者もまた、上記の通り坂井氏と同様に、「無償廃止」路線の論理的組立に、農村民衆の社会意識の直接的発露を見出すことは困難ではないかと考える。しかし他方で、法律家の

影響下にありながらも、農民解放過程で農村民衆運動が重要な役割を負ったことは、否定しがたいように思われる。ここで評者が特に念頭においているのは、「九月騒乱」期のプルシェンシュタイン領の諸請願書である。既に述べたとおり、そこで展開されているのは単なる対領主諸負担の軽減や廃止要求ではない。むしろ領主権の公共的性格に対する疑念が表明され、それにもとづき諸負担の正当性が問題とされている。坂井氏は、農民解放過程における市民の関与や、あるいは国家権力による中間団体解消の重要性を強調される。それ自体には異論はない。しかし領主制支配の公正性が、農村民衆の社会意識において懐疑的に捉えられ、その正当性を失っていったこと、このことがその解体の根本にあったとは考えられないだろうか。要求項目のみがあげられた請願目録では、このような農民の社会意識のあり方や、市民知識人の関与の意義を充分明らかにはしえない。請願書本文を手にして初めて、これらの点への解明が可能となるということを評者は学んだ。

IV

著者は、日本におけるドイツ近代農村史の代表的研究者でありながら、この種の論争に関与することを、一貫して自制されてきた。前著の書評において、佐藤氏や加藤氏より論争への参加が呼びかけられたが、本書においても、論争に対しては禁欲的態度で臨まれている。そればかりか、訳出された請願書に関する著者自身の評価さえ、本書からは容易に読み取ることはできない。評者は、加藤氏らのように、著者に従来の学説への批判と松尾説の積極的提示を要望するものではないが、しかし以上の史料の意味に関する著者の意見を知らないと、強く願う。

さらに本書を読み終わり、感じたことをもう二、三付け加えることをお許しいただきたい。上述したとおり、請願書本文を著者が文書館より見出し、訳出されたことは、請願書目録に依拠していたわが国のこれまでの研究レベルを、大きく引き上げるものであった。しかし目録の検討には、それなりに独自の意義があるように思われる。即ち当該領邦の社会・政治体制に対する社会的不満の全体像を、目録によって概観することが可能となるからである。かかる概観によって、各々の請願書の位置づけも容易となるとともに、他の領邦（例えば柳澤、佐藤両氏が解明したプロイセンやオーストリア）における社会的抗議のあり方と、ザクセンのそれの総体的比較も可能となるのではないか。目録その他によって、請願運動を全体として概観することが可能であるならば、その検討にも一節を当てていただければと考えた。

第2は、本書の内容とは直接関係のない要望であるが、わが国のドイツ史学界の史料利用のありかたについて、著者の意見をうかがいたいというのがそれである。著者は、これまでザクセン農村史はもちろん、森鷗外を中心とした日本＝ザクセン文化交流史の分野でも、ドイツの文書館・図書館が所蔵する史料・文献を調査され、手稿史料利用に関し豊富な経験をお持ちである。なるほど最近では、長期にわたってドイツに留学し、膨大な手稿文書を読みこなすような卓越した能力を持つ若手も登場しつつある。しかし著者に匹敵するような厳密な態度で手稿史料を読み解こうとする歴史研究者は、今後もそう多くは現れないだろう。未刊行文書の利用に関しては、阿部謹也氏、増井三夫氏、竹中亨氏らがそれぞれの意見を文章化し、公表されている。しかし多くのドイツ史家はいままなお、未刊行

文書の利用をためらったり、あるいは試行錯誤を続けているというのが現状であろう。この点でも大きな成果をあげてこられた著者の意見を、知りたいと願っている。

しかし何よりも、続編「償却協定」研究の公表が待ち遠しい。ザクセン農民解放史研究の一大体系が完結される日を待ち望んで、筆を置くことにしたい。